



起業サポート奨励金制度の新設 ～市内で起業する方を支援します～

市では、起業者を支援するため、㈱日本政策金融公庫の融資制度により開業資金を借り入れ、市内で起業する方を対象に「起業サポート奨励金」を交付する制度を新設した。

1 制度の趣旨

㈱日本政策金融公庫によると、本市では年間約10社前後の方が公庫の融資制度を利用して開業資金を調達し、起業している。

市が起業する方を支援することで、起業を促進し、雇用の創出等により地域活性化を図る。

2 制度の概要

市は、起業者が㈱日本政策金融公庫の融資制度により借り入れた開業資金の1.65%相当額を奨励金として交付（限度額は20万円）する。

（1）交付対象者

個人または新たに設立した法人で、これから事業を始める方もしくは事業開始から1年に満たない方で、下記のいずれにも該当する方

平成24年4月2日から平成25年3月29日の間に㈱日本政策金融公庫から開業資金を借り入れた方

豊岡市内に事業所等を設置する方（仮設テントおよび仮店舗は対象外）

新たに開始する事業の業種が兵庫県信用保証協会の保証対象業種である方
当奨励金の交付を受けていない方

対象外

親族等から事業継承した場合や既存の事業者が事業拡大等により新規事業を開始する場合、すでに行っている事業を社名または代表者を変更して行う場合

（2）市の予算額

924千円

〔問合せ〕豊岡市経済部経済課 TEL 0796-23-4480